

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛要請について

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所
私立幼稚園 ご利用の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大を受け、沖縄県が緊急事態宣言に伴う措置の強化として、県立学校等の臨時休校(6/7～6/20)の実施が決定されました。また、市町村においては、小中学校の休校や保育施設を利用する保護者に対する登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の対応が求められました。

本市としても、感染拡大防止策の一層の強化を図る必要があることから、下記の期間において登園自粛を要請する事と致しました。(令和3年5月21日付け「新型コロナウイルス感染症にかかる「沖縄県緊急事態宣言」に伴う保育施設等の対応について」通知は、本通知を以て廃止します。)

【登園自粛要請期間】令和3年6月7日(月)～6月20日(日)

※流行の状況をみて期間を延長する場合があります。

登園自粛要請期間の特例措置として、保育料や給食費等については、別紙の豊見城市方針「小中学校等の臨時休校に伴う認可保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について」に基づく取り扱いにより、保護者の皆様の負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

なお、認可保育所等の対応については、「保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府方針に基づき、引き続き開所して参ります。特に保護者の中には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者がいらっしゃることから、原則として開所とするものです。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大が続く社会状況をご理解いただき、登園自粛へご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和3年6月4日

豊見城市長 山川 仁

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について

1.登園自粛要請について

令和3年6月3日、沖縄県が緊急事態宣言に伴う措置の強化として、県立学校等の臨時休校（期間：6月7日～6月20日）を発表しました。市町村においては、小中学校の休校や保育施設を利用する保護者に対する登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の対応が求められました。

緊急事態宣言後の保育所等の対応については、「保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府方針に基づき、引き続き開所して参ります。

特に保護者の中には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者がいらっしゃることから、原則として開所とするものです。

沖縄県においては感染者の増加が著しく、切迫した状況にあるため、原則開所としつつも、深刻な状況に至る前に家庭保育をご協力いただける保護者の皆様に対して、登園自粛要請を行うこととしました。

また、今回の登園自粛要請については、これまで保護者の皆様にご負担いただいている保育料や給食費についても、特例措置として利用日数に応じた減免を行うこととします。

2.登園自粛要請期間（特例措置期間）について

6月7日（月）～6月20日（日） ※流行の状況をみて期間を延長する場合があります。

3.登園自粛期間における給食費、保育料の特例措置について

(1)1・2号認定こども（3～5歳クラス）の給食費について

対象施設：市立（保育所・認定こども園）、私立（保育園・認定こども園）、
公私連携型認定こども園

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、各施設が徴収する給食費を概ね利用日数
に応じた日割料金とします。（日割料金については、各施設にお問い合わせ下さい。）

(2)3号認定こども（0～2歳クラス）の保育料について

対象施設：市立保育所、私立（保育園・認定こども園・小規模保育・事業所内保育）

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、市が決定する保育料を利用日数に応じた
日割料金とします。日割料金の精算方法等については、追ってお知らせします。

4.育児休業中の保護者が復帰を遅らせた場合の入所期間の特例措置について

令和3年5月1日（土）から入所している児童の保護者で育児休業明け予定の方については、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、一時的に育児休業を延長することとし、令和3年7月20日（火）の復職まで認めることとします。なお、給食費、保育料の特例措置については、前項の取り扱いと同様です。

5.求職活動中の入所期間の特例措置について

現在入所している児童の保護者で、保育を必要とする事由が求職活動であり、その期間が令和3年6月30日（水）までとなっている方については、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、一時的に求職活動期間を令和3年7月30日（金）まで延長することといたします。